

2022年7月28日

狛江市公民館職員雇止め・パワハラ裁判 控訴審不当判決に抗議する

各位

日本国民救援会東京都本部
同 三多摩総支部
狛江市職員雇止め裁判を支援する会

昨日、東京高裁第9民事部（小出邦夫裁判長）は狛江市公民館雇止め・パワハラ裁判の控訴審で岩崎安男さんの訴えを棄却する不当判決を出しました。

本件は狛江市中央公民館に社会教育主事として40年間勤めた岩崎安男さんが、定年退職後の再任用期間中に当時の公民館長の恣意的な人事評価により雇止めとされた上、パワハラを受けた問題で、2018年8月、東京地裁立川支部に損害賠償訴訟を提訴したものです。

昨年12月の一審不当判決に控訴し、本年5月に開かれた控訴審第一回弁論で結審となりましたが、その直後、裁判長が和解を提起し、狛江市が拒否したため昨日の判決を迎えました。

控訴審判決は、館長によるパワハラについては、「館長と岩崎さんの感情的なやり取りだ」として被害を否定した一審判決を追認。また、雇止めの違法性について、弁護団が「平成29年の人事評価の対象にしてはならない平成30年の出来事を根拠にした」ことや「岩崎さんは主事なのに主任の評価表で評価した」ことなど、恣意的で不適正な人事評価の実態を追及したのに対し、高裁は一審判決のほころびを取り繕う不当な認定で「裁量権の逸脱、濫用はなかった」としたものです。

再任用において人事評価を利用し気に入らない労働者を排除することを容認する不当判決であり、これに抗議する電報・レタックスにご協力ください。

記

《抗議先》

〒100-8933 東京都千代田区霞が関1丁目1-4 東京高等裁判所
第9民事部 小出邦夫 裁判長

（文例）「狛江市公民館雇止め・パワハラ裁判の不当判決に抗議する」

《激励先・連絡先》

〒185-0034 国分寺市光町1-40-12 北多摩西教育会館内
日本国民救援会三多摩総支部

TEL 042-505-8140 FAX 042-505-8147